

10 著作物を創作した場合の注意点

著作権は、著作物が創られた時点で「自動的」に付与されますので、著作権の発生に行政庁等への登録等の手続は一切必要ありません。

デジタル化・ネットワーク化の急速な進展により、誰もが簡単に他人の著作物をコピーしたり、改変したり、インターネット上に送信するなど、様々な利用を行うことができるようになりました。このような状況は、著作物を利用する側にとっては非常に便利ですが、著作者側にとってみれば、自分が意図しない利用をされ、ネットワークを介して世界中に広まる可能性があり、とても不安な状況です。

このため、自分の著作物を公表する場合、著作物の利用条件を明確に表示することが重要です。自分の意図しない利用を防止する観点からも意思を明確に示すようにしましょう。意思表示に関するツールとしては、国際的非営利団体が運用している「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」等があります。また、後々のトラブルを防止するためにも、口頭による契約ではなく「書面」で契約し、使用料や追加報酬等を含む条件についてもしっかり確認することが重要です。

著作権は「私権」ですので、権利者が権利を管理することが基本ですが、「著作権等管理事業者」に管理を委託する方法もあります。我が国では、音楽分野の日本音楽著作権協会（JASRAC）が有名ですが、音楽分野以外にも、小説、脚本、美術、写真、レコード、実演等の分野において、複数の著作権等管理事業者が文化庁の登録を受けて管理事業を実施しています。著作権等管理事業者については、文化庁HPに掲載されていますので、ご確認ください。

著作物の利用条件
を「意思表示」す
ることが大切



「書面」で契約す
ることが大切

【参考1】「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」について

著作者が自らの著作物を公開する際に、その著作物の利用条件を意思表示するためのツールとして、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」というライセンスが国際的に利用されています。

すべての権利を主張するいわゆる「All rights reserved」と、すべての権利を放棄する「パブリックドメイン (PD)」の間で、いくつかの権利を主張する場合に利用され、「BY (表示)」、「NC (非営利)」、「ND (改変禁止)」、「SA (継承)」の4つのマークの組み合わせができます。

マークの意味

	表示	作品のクレジットを表示すること
	非営利	営利目的での利用をしないこと
	改変禁止	元の作品を改変しないこと
	継承	元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること



画像出典：クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト
(<https://creativecommons.jp/>)

【参考2】「自由利用マーク」について

文化庁では、3つのタイプの「自由利用マーク」を作り、文化庁のウェブサイトで公表しています。それぞれのマークの趣旨や利用範囲に合致する限り、権利者は自由にマークを付けることができます。



「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク

「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク
(変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などは含まれません。そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」をする場合に限られます)
(会社のパンフレットにコピーして配布することなどは、営利目的の利用ですが、無料配布であればできます)



「障害者のための非営利目的利用」OKマーク

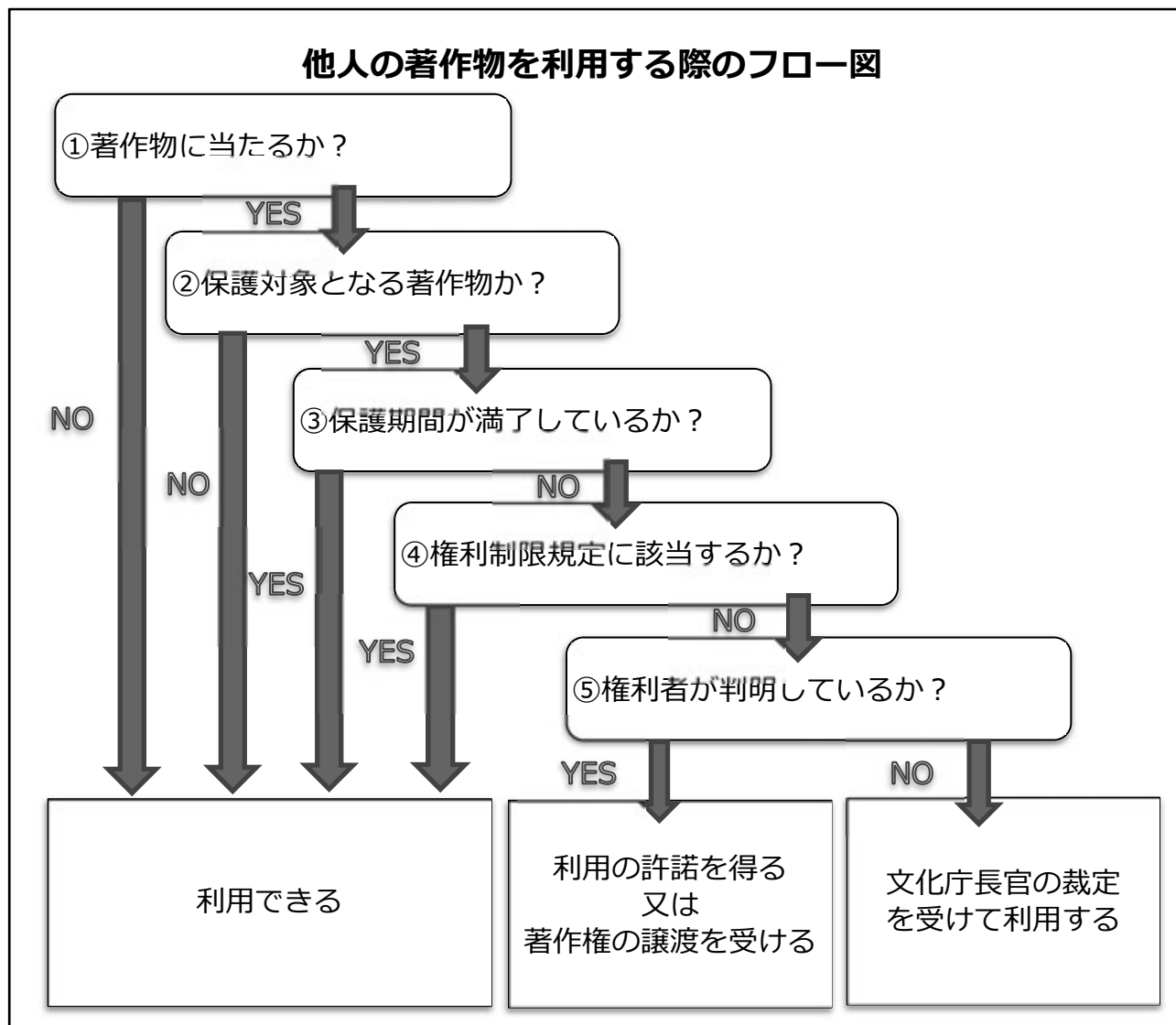
障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク
(変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます)



「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク

学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク
(変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます)

11 他人の著作物を利用したい場合



① 著作物に当たるか？

著作物の定義で説明したとおり、「単なる事実やデータ」「他人の模倣品」「ありふれたもの」「アイデア」「工業製品」などが著作物から除かれますが、何らかの形で創作者の個性が発揮され、表現されているものであれば、多くの場合、著作物に該当すると考えた方がよいでしょう。



② 保護対象となる著作物か？

日本において著作権が付与され、保護対象となる著作物は、「日本国民の著作物」「日本で最初に発行された著作物」「条約によって保護の義務を負う外国の著作物」です。「実演」「レコード」「放送」「有線放送」についても、それぞれこうした限定があります。我が国で流通している様々な著作物は、上記のいずれかの条件を満たすもの

がほとんどであり、多くのものは保護対象と考えた方がよいでしょう。

なお、憲法その他法令などの著作物は、権利の目的となることができないとされていますので、自由に利用することができます（6頁（イ）～（ニ）参照）。



③ 保護期間が満了しているか？

「著作物」「実演」「レコード」「放送」「有線放送」のそれぞれについて、「保護期間が定められていますので、保護期間が満了しているものについては、権利者の了解を得る必要がありません。ただし、さまざまな例外がありますので、よく注意することが必要です。」



④ 権利制限規定に該当するか？

第30条から第47条の7までに規定されている「権利制限規定」に該当する場合には、権利者の権利が制限され、著作権者の了解を得ないで利用することが可能です。

権利制限規定は、あらゆる利用行為が対象とされている訳ではなく、例えば、「私的使用のための複製（第30条）」では「複製権」を制限して利用可能としており、「引用（第32条）」では「複製権や公衆送信権等の多くの権利」を制限して利用可能としていますので、権利制限規定がどの権利を制限しているのかをよく確認した上で、利用可能かどうかを確認することが重要です。

また、例えば、「引用（第32条）」の規定では、翻訳して引用することは可能ですが、翻案等の利用はできないこととされていますので、二次的な利用に関しては、翻訳権・翻案権等の権利制限規定の適用範囲かどうかを確認することが必要です。（69頁参照）



⑤ 権利者が判明しているか？

（i）利用の許諾を得る

「権利者を特定する」

権利関係が単純な著作物の場合は大きな問題は生じませんが、映画の著作物のように複数の権利が関係する著作物の場合、映画全体の権利とは別に、小説家・脚本家等の二次的著作物の原作者の権利、音楽や美術作品等の作者の権利、実演家・レコード製作者の権利など、様々な権利が関係するため、誰が権利を保有しているのかを確認することが必要となります。また、雑誌等の場合、個々の写真やイラスト等に関して、写真家やイラストレーター自身がいまだ権利を保有している場合や所属するプロダクションが利用に関する窓口となっているケースも考えられます。このほか複数の者が権利を共有している場合もあれば、著作者

の遺族や第三者が権利を保有している場合など様々なケースが考えられますので、まずは権利関係を確認し、権利者を特定することが必要です。

「権利者に連絡を取る」

出版物や音楽 CD 等、すでに何らかの流通手段によって商業利用されている著作物等の場合、出版社やレコード会社、芸能プロダクションといった会社を通じて、著作者や実演家の了解を得ることが可能なケースが多いと考えられます。また、著名な著作者等であれば、著作権関係団体に問い合わせれば、利用申請の窓口を紹介してもらえる場合もあります。（著作権等管理事業者が権利を管理している場合については、次頁参照。）

「許諾を得る」

「了解を得る」ということは、権利者と契約を交わすことを意味し、口頭の場合でも契約は成立します。利用目的や利用方法によっては、了解が得られない場合や使用料が高額になるケースも考えられます。逆に、利用目的等が公益性の高い等の理由で、使用料が無償又は低廉な額になるケースもあります。

「契約書を交わす」

権利者の了解が得られた場合、後々のトラブルを防ぐために、利用する著作物を特定した上で、利用目的、利用使途、使用料や報告義務等の各種条件について確認し、お互いが契約内容を明確にした上で、「契約書」という形で文書を残しておくことが重要です。

※文化庁ホームページで、「著作権契約書作成支援システム」を公開していますのでご活用ください（下記画像をクリックまたはリンクを読み込んでください）。



著作権等管理事業者が権利を管理している場合

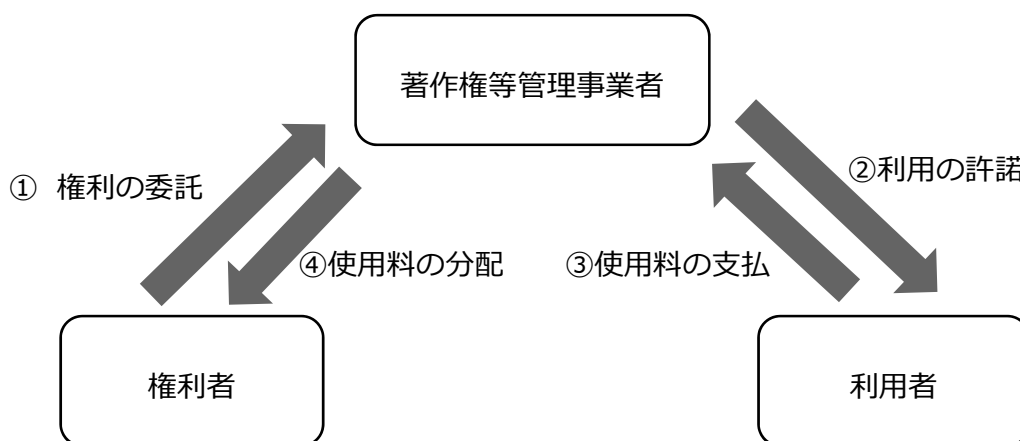
著作権等管理事業者は、権利者から権利の管理について委託を受け、利用者からの申請に対して著作物等の利用許諾を行うとともに、徴収した使用料を権利者に分配する業務を行っています。

したがって、利用したい著作物等の権利を著作権等管理事業者が管理している場合は、著作権等管理事業者に許諾申請を行い、管理事業者から許諾を得るとともに使用料を支払うことで、適法に著作物等を利用することができます。

例えば、音楽の著作物に係る権利を管理している日本音楽著作権協会（JASRAC）では、各種音楽イベントや各種施設での利用、インターネット上での利用、録音物・映像ソフト・出版物での利用など、様々な利用形態に対応した使用料規程を定めており、多くの利用についてカバーしていますが、利用形態によっては、JASRAC が委託を受けていない場合や、同じ著作物であっても支分権ごとに他の著作権等管理事業者に委託しているケースもありますので、詳細については、それぞれの著作権等管理事業者にお尋ねください。

また、外国の著作物の日本での利用について、日本の著作権等管理事業者が外国の著作権管理団体と相互管理契約を締結し、お互いに著作物使用料を送金し合っている場合がありますが、この相互管理契約は、全ての分野で行われている訳ではなく、音楽を中心に一部の分野にとどまっています。そのため、外国の著作物の利用については、分野によっては、直接、外国の権利者に連絡をとって契約交渉を行うか、日本のエージェント等の窓口を通じて利用の許諾を得ることが必要となります。

なお、最新の著作権等管理事業者の情報は文化庁のウェブサイトをご確認ください。



(ii) 著作権の譲渡を受ける

「著作権（財産権）」は、契約によって権利者から譲り受けることができます。

なお、著作権法では譲渡人の保護規定（第 61 条第 2 項）があり、二次的な利用に関する権利（第 27 条、第 28 条）については、契約において特掲されていないときは、譲渡した者に留保されたものと推定する旨、規定されているため、著作権譲渡を受ける際、契約書に「すべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を譲渡する」と記載しておく必要があります。また、「著作者人格権」については、「改変を行う場合には、あらかじめ著作者に内容確認の機会を与える」、「著作者人格権の行使はしない」といった条項を盛り込んだ契約を締結されていることもあるようです（第 61 条）。

さらに、著作権は分割して譲渡することも可能であり、例えば、複製権などの支分権ごとの譲渡、期間を限定した譲渡、地域を限定した譲渡（米国における著作権）なども可能とされています。

ポスターや広報用のビデオなどの製作を外注した場合、著作者となって著作権を持つのは「受注者」となりますので、「発注者」が納品された著作物を納入目的以外に引き続き利用したいのであれば、発注の時点で「すべての著作権（第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を発注者に譲渡する」「改変を行う場合には、あらかじめ著作者に内容確認の機会を与える」といった契約をしておく必要があります。なお、市民グループなどの仲間が集まって著作物を創った場合は、メンバーに出入りがあったり、亡くなった方がいて相続が行われたりすると、「誰が権利者か」ということが不明確になるため、権利をグループ（人格なき社団）に譲渡するといった処置が適切であると考えられます。

このほか、出版者が著作権者と契約して「出版、電子出版」を行うときには「出版権の設定」を内容とする契約をすることがあります。「出版権の設定」が行われた場合、出版者は、「著作物について出版、電子出版を行うことに関する排他的権利」を持つことになります。そのため、著作権者から、「出版、電子出版を行うことについての了解を得る契約（利用許諾契約）」の場合と異なり、「出版権の設定」を受けた出版者は、侵害行為に対して自ら権利者として差止請求などを行うことができます。なお、「出版権の設定」を受けた出版者は、原稿の引渡し等を受けた日から 6 か月以内に著作物について出版、電子出版を行う義務や継続して出版、電子出版を行う義務を負います。また、「出版権の設定」等については、登録しなければ第三者に対抗することができません（第 79 条～第 88 条）。

(iii) 文化庁長官の裁定手続を利用する

著作権者等の許諾を得ようとしても、「権利者が誰だか分からない」、「(権利者が誰か分かったとしても) 権利者がどこにいるのか分からない」、「亡くなった権利者の相続人が誰でどこにいるのか分からない」等の理由で許諾を得ることができない場合があります。このような場合、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、著作物を適法に利用することができます（第67条、第67条の2、第103条）。

裁定申請に当たっては、あらかじめ権利者と連絡を取るための「相当の努力」を払う必要があります。

この「相当の努力」として、以下のことを行っていただく必要があります。

- (a) 広く権利者情報を掲載する資料の閲覧（名簿・名鑑等の閲覧又はインターネット検索）
- (b) 広く権利者情報を有している者への照会（著作権等管理事業者及び関連する著作者団体等への照会）
- (c) 公衆に対する情報提供の呼びかけ（日刊新聞紙又は公益社団法人著作権情報センターへの広告掲載）

なお、過去に裁定を受けた著作物等の権利者の検索については、文化庁ウェブサイトにて公開している「過去に裁定を受けた著作物等の情報を掲載したデータベース」を閲覧することで、上記(a)及び(b)の措置を替えることも可能です。

補償金の供託については、国等（地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、日本放送協会を含む）の申請の場合、補償金の事前供託は免除され、権利者が現れた場合に、文化庁長官が定める額の補償金を直接権利者に支払うことも可能となっています。

上記の裁定申請をした申請者は、文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間、申請に係る著作物を利用することができます（裁定申請中の著作物の利用）。ただし、著作者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかである場合は、その著作物を利用することはできません。なお、国等が申請者の場合、裁定申請中の著作物の利用に係る担保金の供託は不要です。

上記以外に、著作物を放送（放送同時配信を含む）したいときに、著作権者との契約交渉がうまくいかない場合に、文化庁長官の「裁定」を受け、通常の使用料に相当する「補償金」を著作権者に支払うことによって、著作物を利用する方法（第

68条) や、発売の日から3年を経過した市販レコード(音楽CDなど)に録音されている音楽を、他の市販レコードに録音して販売したいときに、著作権者との契約交渉がうまくいかない場合に、文化庁長官の「裁定」を受け、通常の使用料に相当する「補償金」を著作権者に支払うことによって、著作物を利用する方法があります(第69条)。

文化庁ウェブサイト内に「裁定の手引き」を掲載しておりますので、ご覧ください。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/

〈裁定制度についてのお問合せ先〉

文化庁著作権課

所在地 東京都千代田区霞が関3-2-2

電 話 03-5253-4111(内線2847)



【主な著作権等関係団体の相談窓口】

取り扱う著作物の種類等	団体名	連絡先
著作権全般	公益社団法人著作権情報センター	〒164-0012 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー22階 03-5333-0393(著作権テレホンガイド) https://www.cric.or.jp
文芸	公益社団法人日本文藝家協会	〒102-8559 東京都千代田区紀尾井町3番23号 文藝春秋ビル新館5階 03-3265-9658(管理部:著作権関連全般) http://www.bungeika.or.jp
脚本	協同組合日本脚本家連盟	〒102-0082 東京都千代田区一番町21 一番町東急ビル2階 03-6256-9961 https://www.writersguild.or.jp
脚本	協同組合日本シナリオ作家協会	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-34-5 シナリオ会館2階 03-6810-9550 http://www.j-writersguild.org
美術	一般社団法人日本美術家連盟	〒104-0061 東京都中央区銀座3-10-19 美術家会館5階 03-3542-2581 http://www.jaa-iaa.or.jp/index.html

美術	一般社団法人日本美術著作権連合	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-8-11 友高ビル3階 03-5962-3408 https://www.jart.tokyo
写真	一般社団法人日本写真著作権協会	〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 JCII ビル 403 03-3221-6655 https://jpca.gr.jp
音楽	一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)	〒151-8540 東京都渋谷区上原 3-6-12 03-3481-2121 https://www.jasrac.or.jp
映像	公益社団法人映像文化製作者連盟	〒103-0016 東京都中央区日本橋子網町 17-18 藤和日本橋小網町ビル 7 階 03-3662-0236 https://www.eibunren.or.jp
映像	一般社団法人日本映像ソフト協会	〒104-0045 東京都中央区築地 2-11-24 第 29 興和ビル別館 2 階 03-3542-4433 https://www.jva-net.or.jp
コンピュータ ソフトウェア	一般社団法人コンピュータソフトウェア 著作権協会	〒112-0012 東京都文京区大塚 5-40-18 友成フォーサイトビル 5 階 03-5976-5175 https://www2.accsjp.or.jp
コンピュータ プログラム	一般財団法人ソフトウェア情報センター	〒105-0003 東京都港区西新橋 3-16-11 愛宕イーストビル 14 階 03-3437-3071 https://www.softic.or.jp
実演	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 ・実演家著作隣接権センター(CPRA)	〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー11 階 03-5353-6600 https://www.cpra.jp
実演	一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 (aRma)	〒107-0061 東京都港区北青山 2-11-10 青山野末ビル 301 03-5775-4870 https://www.arma.or.jp

レコード	一般社団法人日本レコード協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 9 階 03-5575-1304 https://www.riaj.or.jp
放送	日本放送協会(NHK)	〒150-8001 東京都渋谷区神南 2-2-1 03-3465-1111 ※こちらの代表電話番号より知財センターへお問い合わせください。 https://www.nhk.or.jp
放送	一般社団法人日本民間放送連盟	〒102-8577 東京都千代田区紀尾井町 3-23 03-5213-7746(番組・著作権部) https://j-ba.or.jp
出版	一般社団法人日本書籍出版協会	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-32 出版クラブビル 5 階 03-6273-7061 https://www.jbpa.or.jp
企業・団体等の複製利用	公益社団法人日本複製権センター	〒105-0002 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 7 階 03-6809-1281 https://jrrc.or.jp
私的録音	一般社団法人私的録音補償金管理協会	〒105-0021 東京都港区東新橋 2-2-10 村松・共栄火災ビル 5 階 03-6453-0066 http://www.sarah.or.jp
教育利用	一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)	〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6 階 03-6381-5026 https://sartras.or.jp

※日本行政書士会連合会では、著作権相談に対応できる「著作権相談員」を各地域に配置しています。

詳しくは、ホームページをご確認ください。

知的資産・知的財産 | 日本行政書士会連合会 (gyosei.or.jp)

